

「中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金」のお知らせ

概要

市内中小企業者に対して、新しい生活様式に対応した事業展開・働き方への対応に必要な設備・機器等の導入に要した経費の一部を助成します。

申請期間

令和2年10月20日(火)から令和2年11月19日(木)まで

※申請締切日の消印有効

注意事項

記載漏れや添付書類の不足など申請書に不備がある場合は対象となりませんので、お気をつけください。なお、提出された書類の返却は行いません。

補助額

1事業者あたり上限50万円

※ただし、購入・施工等費用が合計で20万円(補助金額15万円)に満たない場合は補助金の対象外になります。

※既存設備・機器等の単なる更新や買替えは対象になりません。

補助率

補助対象経費(購入・施工等費用)の3/4(75%)以内

(例1) 100万円(税抜)の設備・機器等を導入する場合 補助額50万円
 $100万円 \times 3/4 = 75万円 \rightarrow$ 補助上限50万円

(例2) 25万円(税抜)と15万円(税抜)の設備・機器等を導入する場合 補助額30万円
 $(25万円 + 15万円) \times 3/4 = 30万円 \rightarrow$ 補助上限50万円以内

(例3) 19万円(税抜)の設備・機器等を導入する場合 補助対象外
 $19万円 \times 3/4 = 14.25万円 \rightarrow$ 15万円未満のため対象外

主な交付要件

補助対象者

以下の要件等をすべて満たす方

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であること
- (2) 本店又は本社が名古屋市内である方
個人事業主にあつては、現住所が名古屋市内である方
- (3) 3期以上確定申告を行っている方
- (4) 公序良俗に反する事業を営んでいない方 等

補助対象経費

以下の要件をすべて満たす設備・機器等の購入・施工等に要する経費のうち令和3年1月31日までに支払った金額

- (1) 新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要となる設備・機器等
- (2) 名古屋市内の事業所等に設置する設備・機器等
- (3) 令和2年10月20日以後に契約し、購入・施工・リースする設備・機器等
- (4) 令和3年1月31日までに納入・工事が完了する設備・機器等

【補助対象外経費】

- (1) 人件費
- (2) 事業継続経費(光熱水費、不動産賃借料、サービス・ソフトウェア等の使用料等)
- (3) 購入に係る経費のうち以下に該当するもの
ア 原材料や消耗品の購入費 イ 販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費
- (4) 公租公課(消費税等)
- (5) 既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
- (6) 修理又は修繕に係る経費(新しい生活様式・働き方に対応するための改装工事費は除く)

このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

コールセンター
(10月20日開設)

052-228-7024

(平日の午前9時から午後5時まで)
※土・日・祝日と12月29日～1月3日を除く

ウェブ
サイトは
こちら



<https://www.atarashiiseikatsu-shien.nagoya>

※審査についての問い合わせには応じられません

申請方法・流れ

- (1) 以下の必要書類を揃えて、**簡易書留**など郵便物を追跡できる方法で、**送付してください。** ※提出時には**必ず控えをとり**保管してください。
- (2) 申請期間終了後、要件等を満たす方に「交付決定通知書」及び(3)で必要となる「実績報告書兼交付請求書」を送付します。
- (3) **設備・機器等の導入後、「実績報告書兼交付請求書」及び添付書類を簡易書留**など郵便物を追跡できる方法で、**令和3年2月10日(消印有効)までに送付してください。**
 ※「実績報告書兼交付請求書」又は添付書類に不備がある場合は、**令和3年2月28日(消印有効)**までに不備が解消されないと**不交付**となります。
- (4) 要件等を満たす方に「額確定通知書」を送付し、補助金を振り込みます。

必要書類	封入前に書類を確認し、チェック欄の□にチェックしてください。	チェック欄
法人	交付申請書【様式第1号】本紙6ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	事業計画書【様式第2号】本紙8ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	誓約書【様式第3号】本紙7ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	直近3期分の確定申告書に添付した法人事業概況説明書(2ページ分)又は会社事業概況書(1ページ目総括表)の写し	☐
	履歴事項全部証明書 の写し ○申請日の前3か月以内に発行されたもの	☐
	導入する設備・機器等に係る見積書の写し ※A4用紙にコピーしたもの ○事業計画書の「導入する設備・機器等の品目・数量・税抜金額等」が確認できるもの	☐

個人 事業主	交付申請書【様式第1号】本紙6ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	事業計画書【様式第2号】本紙8ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	誓約書【様式第3号】本紙7ページ ※様式は、ウェブサイトからもダウンロードできます。	☐
	直近3期分の確定申告書に添付した所得税青色申告決算書(4ページ分)又は収支内訳書(2ページ分)の写し	☐
	本人確認書類 の写し ※ 原寸大でA4用紙にコピーしたもの ○申請日において有効なものであり、交付申請書記載の住所及び氏名が確認できるもの ※運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、国民健康保険被保険者証(氏名・住所記載面)、後期高齢者医療保険医療保険者証(表面のみ)など公的機関が発行するもの	☐
	導入する設備・機器等に係る見積書の写し ※A4用紙にコピーしたもの ○事業計画書の「導入する設備・機器等の品目・数量・税抜金額等」が確認できるもの	☐

必要書類送付先

※下記の宛先面を切り取って使用してください。 ※はがれないようにしっかり糊付けしてください。
 ※切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。



〒460-8799 名古屋中郵便局留

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号

公益財団法人名古屋産業振興公社「中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金」担当

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金申請書類 在中

新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要となる設備投資の事業計画

(交付申請書(様式第1号)に記載した名古屋市内の事業所等に設置する設備・機器等を10品目以内でまとめて記載してください)

導入する設備・機器等の品目		※ 導入目的	数量	税抜単価	税抜 の金額		契約予定年月日	導入予定年月日
①	空気清浄機	ア	2	200,000	4	0 0 0 0 0 0 円	令和2年12月1日	令和2年12月10日
②	アクリル板設置工事	ア	一式	100,000	1	0 0 0 0 0 0 円	令和2年12月1日	令和3年1月10日
③	カメラ	イ	1	40,000	4	0 0 0 0 0 0 円	令和2年12月10日	令和2年12月20日
④	パソコン	ウ	2	100,000	2	0 0 0 0 0 0 円	令和2年12月10日	令和2年12月20日
⑤	サーマルカメラ(リース)	ア	2	5,000	1	0 0 0 0 0 0 円	令和2年12月10日	令和3年1月1日
⑥							年 月 日	年 月 日
⑦								日
⑧								日
⑨							年 月 日	年 月 日
⑩							年 月 日	年 月 日
補助対象経費の合計(ア)					7	5 0 0 0 0 0 円	← 20万円(税抜) 未满是申請不可	
補助金額の算出(イ)					5	6 2 0 0 0 0 円	← (ア) × 0.75 (※千円未満切捨て)	
補助金交付申請額(ウ)					5	0 0 0 0 0 0 円	← (イ) または 50 万円のいずれか低い額	

令和3年1月31日までの支払予定金額
を記入(見積書は当該支払予定金額が
確認できるもの)

※導入目的の欄に次のア～ウから当てはまる番号を1つ選んで記入してください。

記号	導入目的	設備・機器等の例
ア	3密・保健衛生対策	換気設備、客席個室化工事、仕切り板、空気清浄機、紫外線消毒器、消毒液等供給装置 等
イ	新たなビジネス展開	オンライン配信用カメラ・マイク、デリバリー用バイク、ネット販売用HP作成費用 等
ウ	新しい働き方推進	社内用オンライン会議システム導入費用、テレワーク用パソコン、通信回線工事 等

【注意事項】

- 補助対象外経費(人件費、事業継続経費、原材料や消耗品の購入費など)は含めないでください。
- 令和3年1月31日までに設備・機器等の納入・工事が完了し、支払いまで完了できることを確認してください。
- 導入する設備・機器等の品目は、10品目以内としてください。
- 既存設備・機器等の単なる更新・買い替えの費用は対象となりません。

【補助対象外経費】

- (1) 人件費
- (2) 事業継続経費(光熱水費、不動産賃借料、サービス・ソフトウェア等の使用料等)
- (3) 購入に係る経費のうち以下に該当するもの
 - ア 原材料や消耗品の購入費
 - イ 販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費
- (4) 公租公課(消費税等)
- (5) 既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
- (6) 修理又は修繕に係る経費(新しい生活様式・働き方に対応するための改装工事費は除く)

よくあるご質問

※その他のご質問についてもウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。

Q 補助対象となる中小企業者とは

A 中小企業基本法で定める中小企業者で、個人、会社、士業法人のうち、以下の要件を満たす方です。

中小企業基本法上の業種分類	中小企業基本法上の要件
①卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
②小売業（飲食店を含む）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
③サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
④製造業、建設業、運輸業 その他の業種（①～③を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

Q 中小企業基本法上のどの業種に分類されるか分からない

A 中小企業庁のホームページでお調べください。
https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q4
なお、複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断してください。

Q 会社とは

A 株式会社、合名会社、合同会社、合資会社、（特例）有限会社です。

Q 会社及び士業法人以外の法人は本補助金の対象となりますか

A 対象となりません。

Q 事業所等とは

A 事業活動の用に供する本社、支社、工場、事務所、店舗、研究所等の施設です。

Q 補助対象となる設備・機器等とは

A 国が示す「3密・保健衛生対策」「新しい生活様式に対応した新たなビジネス展開」「新しい働き方推進」のいずれかに資する設備・機器等で、名古屋市内の事業所等に設置するものが対象となります。具体的な設備・機器等の例は、本紙3ページ又は8ページ（様式第2号）をご覧ください。

Q 複数の店舗を経営しているが、市外の店舗で設備・機器等を導入する場合は対象になるか

A 市外店舗に設置する設備・機器等は対象になりません。なお、申請は1事業者あたり1回までとなります。

Q マスクや消毒液、空気清浄機のフィルターなどの消耗品は対象になるのか

A 消耗品は対象になりません。なお、導入時に設備・機器等の初期装備品として付属しているものは対象です。

Q 設備をリース契約で導入した場合、補助金の対象になるのか

A リース契約を令和2年10月20日以降に締結し、令和3年1月31日までに納入が完了している場合は対象となります。この場合、令和2年10月20日以降令和3年1月31日までに支払ったリース料金が、補助対象経費として算入できます。ただし、イベント等に使用する短期の設備・機器等のリース料金は対象となりません。

Q 大きさや単価が違うアクリル板を複数設置する場合には、事業計画書にどのように記載すればいいのか

A 規格が違うアクリル板を複数設置する場合でも、「導入する設備・機器等の品目」欄に、「アクリル板」としてまとめて記載してください。この場合「数量」欄には「一式」と記載してください。

Q 国・県・他市町村の補助制度と補助対象経費が重複する場合は対象になるか

A 対象となります。ただし、国・県・他市町村の制度によっては、そちらが対象とならない場合がありますのでよくご確認ください。

Q 書類に不備があった場合はどうなるのか

A 申請書の記載漏れや添付書類の不足などの不備がある場合は対象となりませんので、提出の際は十分にご確認をお願いします。

記載例

様式第1号

(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

令和2年 10 月 30 日

いずれかに✓

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金交付申請書

申請日を記入

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者の情報 ☒ 1:法人 ☐ 2:個人事業主

国税庁から指定された13桁の番号を記入
(個人事業主は記入不要)

法人番号 ※個人事業主は記入不要	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 4													
法人名 ※個人事業主の場合は屋号	株式会社〇〇〇〇													
(フリガナ)	(ナゴヤ タロウ)													
代表者役職・氏名	代表取締役 名古屋 太郎													
代表者生年月日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日													
本店所在地 ※個人事業主の場合は 本人確認書類の住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇				連絡先電話番号		〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇							
	名古屋市 〇〇 区 〇〇 一丁目・・・				日中連絡がとれる電話番号(携帯電話可)									
担当部署・担当者氏名	担当部署: 総務部						担当者氏名: 〇〇 〇〇							
設備・機器等 を設置する 事業所等 ※複数ある場合 は全て記載	1か所目	事業所名: 〇〇CAFE (例) 本社、店舗						事業内容: 喫茶店						
		事業所所在地: 名古屋市 〇〇 区 〇〇 三丁目・・・												
	2か所目	事業所名: 事務所						事業内容: 本社業務						
	事業所所在地: 名古屋市 〇〇 区 〇〇 一丁目・・・													
3か所目	事業所名: 〇〇CAFE 2号店						事業内容: 喫茶店							
	事業所所在地: 名古屋市 〇〇 区 〇〇 二丁目・・・													
※4か所以上ある場合はA4の紙を用意して、事業所名・事業内容・事業所所在地を記載してください														
中小企業 要件	中小企業基本法上の 主たる業種分類(1つ)	☐ ①卸売業 ☒ ②小売業(飲食店を含む) ☐ ③サービス業 ☐ ④製造業、建設業、運輸業その他の業種(①～③を除く) 主たる業種を1つ選択												
	従業員数※	10 人				資本金(又は出資金) ※個人事業主は記入不要		300 万円						

設置する事業所等が
複数ある場合は記入

※常時使用している従業員(事業主・役員除く)の数

記入をお忘れになりやすいのでご注意ください

(添付書類)

法人	事業計画書(様式第2号)
	誓約書(様式第3号)
	直近3期分の確定申告書に添付した法人事業概況説明書(2ページ分)又は会社事業概況書(1ページ目総括表)の写し
	申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し
	導入する設備・機器等に係る見積書の写し
個人事業主	事業計画書(様式第2号)
	誓約書(様式第3号)
	直近3期分の確定申告書に添付した所得税青色申告決算書(4ページ分)又は収支内訳書(2ページ分)の写し
	本人確認書類(運転免許証(両面)、個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)等)の写し
	導入する設備・機器等に係る見積書の写し

※記載漏れや添付書類の不足など申請書に不備がある場合は対象外となりますので、よくご確認ください。

(宛先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金交付申請書

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者の情報〔☐ 1:法人 ☐ 2:個人事業主〕

法人番号 ※個人事業主は記入不要													
法人名 ※個人事業主の場合は屋号													
(フリガナ)		()											
代表者役職・氏名													
代表者生年月日		年 月 日											
本店所在地 ※個人事業主の場合は 本人確認書類の住所		〒 ー				連絡先電話番号				()			
		名古屋市 区											
担当部署・担当者氏名		担当部署：						担当者氏名：					
設備・機器等 を設置する 事業所等 ※複数ある場合 は全て記載	1か所目	事業所名： (例) 本社、店舗						事業内容：					
		事業所所在地：名古屋市 区											
	2か所目	事業所名：						事業内容：					
		事業所所在地：名古屋市 区											
	3か所目	事業所名：						事業内容：					
		事業所所在地：名古屋市 区 ※4か所以上ある場合はA4の紙を用意して、事業所名・事業内容・事業所所在地を記載してください											
中小企業要件	中小企業基本法上の 主たる業種分類 (1つ)	☐ ①卸売業 ☐ ②小売業(飲食店を含む) ☐ ③サービス業 ☐ ④製造業、建設業、運輸業その他の業種 (①～③を除く)											
	従業員数※	人				資本金 (又は出資金) ※個人事業主は記入不要				万円			

※常時使用している従業員（事業主・役員除く）の数

(添付書類)

法人	事業計画書 (様式第2号)	
	誓約書 (様式第3号)	
	直近3期分の確定申告書に添付した法人事業概況説明書 (2ページ分) 又は会社事業概況書 (1ページ目総括表) の写し	
	申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し	
	導入する設備・機器等に係る見積書の写し	
個人事業主	事業計画書 (様式第2号)	
	誓約書 (様式第3号)	
	直近3期分の確定申告書に添付した所得税青色申告決算書 (4ページ分) 又は収支内訳書 (2ページ分) の写し	
	本人確認書類 (運転免許証 (両面)、個人番号 (マイナンバー) カード (表面のみ) 等) の写し	
	導入する設備・機器等に係る見積書の写し	

※記載漏れや添付書類の不足など申請書に不備がある場合は対象外となりますので、よくご確認ください。

誓約書

中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ・公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金交付要綱を遵守します。
- ・本補助金を活用して導入する設備・機器等は、新しい生活様式に対応した事業展開や働き方への対応のために必要となる設備・機器等であり、既存設備・機器等の単なる更新・買替えではありません。
- ・本補助金を活用して導入する設備・機器等は、交付申請書（様式第1号）に記載した名古屋市内の事業所等に設置する設備・機器等です。
- ・本補助金を活用して導入する設備・機器等は、自社で使用する設備・機器等であり、販売又はレンタル等を目的とした設備・機器等ではありません。
- ・不交付要件（交付対象外となるもの）である次の（1）～（4）のいずれにも該当しません。
 - (1) 法人税法（昭和22年法律第28号）別表第一に定める公共法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する法人及び名古屋市外郭団体指導調整要綱第2条第1項第2号に規定する法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に規定する営業許可を受ける事業（食事の提供を主目的とするものは除く。）若しくは第2条第5項に規定する営業等の届出の対象となる事業を営む又は今後営む予定のある事業者
 - (3) みなし大企業
 - (4) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者
- ・申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。
- ・申請にあたって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- ・市税の滞納はありません。
- ・補助対象となる経費の全部又は一部について、令和2年度の名古屋市スタートアップ企業支援補助金、公益財団法人名古屋産業振興公社小規模企業生産性向上設備投資補助金又は名古屋市ICT企業等集積促進補助金の申請手続きを行っていません。また行いません。
- ・関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査が行われる場合は応じます。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が名古屋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、将来にわたっても該当しません。また暴力団等は経営に事実上参画していません。
- ・暴力団等であるか否か確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

年 月 日

【法人】

本店所在地

法人名

代表者役職・氏名

【個人事業主】

住所

屋号

代表者氏名

新しい生活様式・働き方に対応した事業展開等に必要な設備投資の事業計画

(交付申請書(様式第1号)に記載した名古屋市内の事業所等に設置する設備・機器等を10品目以内でまとめて記載してください)

導入する設備・機器等の品目	導入目的※	数量	税抜単価	税抜の金額	契約予定年月日	導入予定年月日
①				円	年 月 日	年 月 日
②				円	年 月 日	年 月 日
③				円	年 月 日	年 月 日
④				円	年 月 日	年 月 日
⑤				円	年 月 日	年 月 日
⑥				円	年 月 日	年 月 日
⑦				円	年 月 日	年 月 日
⑧				円	年 月 日	年 月 日
⑨				円	年 月 日	年 月 日
⑩				円	年 月 日	年 月 日
補助対象経費の合計(ア)				円	⇐ 20万円(税抜) 未満は申請不可	
補助金額の算出(イ)				000 円	⇐ (ア) × 0.75 (※千円未満切捨て)	
補助金交付申請額(ウ)				000 円	⇐ (イ) または 50 万円のいずれか低い額	

※導入目的の欄に次のア～ウから当てはまる番号を1つ選んで記入してください。

記号	導入目的	設備・機器等の例
ア	3密・保健衛生対策	換気設備、客席個室化工事、仕切り板、空気清浄機、紫外線消毒器、消毒液等供給装置 等
イ	新たなビジネス展開	オンライン配信用カメラ・マイク、デリバリー用バイク、ネット販売用HP作成費用 等
ウ	新しい働き方推進	社内用オンライン会議システム導入費用、テレワーク用パソコン、通信回線工事 等

【注意事項】

○補助対象外経費(人件費、事業継続経費、原材料や消耗品の購入費など)は含めないでください。

○令和3年1月31日までに設備・機器等の納入・工事が完了し、支払いまで完了できることを確認してください。

○導入する設備・機器等の品目は、10品目以内としてください。

○既存設備・機器等の単なる更新・買い替えの費用は対象となりません。

【補助対象外経費】

- (1) 人件費
- (2) 事業継続経費(光熱水費、不動産賃借料、サービス・ソフトウェア等の使用料等)
- (3) 購入に係る経費のうち以下に該当するもの
 - ア 原材料や消耗品の購入費
 - イ 販売やレンタル等を目的とした製品等の購入費
- (4) 公租公課(消費税等)
- (5) 既存設備・機器等の撤去・廃棄に係る経費
- (6) 修理又は修繕に係る経費(新しい生活様式・働き方に対応するための改装工事費は除く)